

令和 8 年陸別町議会 6 月定例会会議録（第 1 号）							
招 集 の 場 所	陸 別 町 役 場 議 場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	令和 8 年 6 月 2 日 午前10時00分			議 長	久 保 広 幸	
	散会	令和 8 年 6 月 2 日 午前11時41分			議 長	久 保 広 幸	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
出席 7 人	1	濱 田 正 志	○				
欠席 0 人	2	三 輪 隼 平	○				
凡例	3	渡 辺 三 義	○				
○ 出席を示す	4	工 藤 哲 男	○				
▲ 欠席を示す	5	中 村 佳 代 子	○				
× 不応招を示す	6	谷 郁 司	○				
▲○ 公務欠席を示す	8	久 保 広 幸	○				
会議録署名議員	中 村 佳 代 子		谷 郁 司				
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 請 川 義 浩			主査 竹 島 美 登 里			
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	本 田 学		教 育 長	有 田 勝 彦		
	監 査 委 員	村 本 和 弘					
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	今 村 保 広		総 務 課 長	丹 崎 秀 幸		
	町 民 課 長	本 間 希		産 業 振 興 課 長	菅 原 靖 志		
	建 設 課 長	山 崎 誠		保健福祉センター次長	清 水 遊		
	国保児童青少年診療所事務長	（ 清 水 遊 ）		総 務 課 参 事	瀧 澤 徹		
	総 務 課 主 幹	工 藤 康 孝					
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教 委 次 長	瀧 澤 勇 二					
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農業委員会事務局長	遠 藤 克 博					
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名							
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

◎議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議 案 第 3 4 号	農業委員会委員の任命について
4	議 案 第 3 5 号	農業委員会委員の任命について
5	議 案 第 3 6 号	農業委員会委員の任命について
6	議 案 第 3 7 号	農業委員会委員の任命について
7	議 案 第 3 8 号	農業委員会委員の任命について
8	議 案 第 3 9 号	農業委員会委員の任命について
9	議 案 第 4 0 号	農業委員会委員の任命について
10	議 案 第 4 2 号	農業委員会委員の任命について
11	議 案 第 4 3 号	農業委員会委員の任命について
12	議 案 第 4 1 号	農業委員会委員の任命について
13	議 案 第 4 4 号	陸別町福祉住宅条例
14	議 案 第 4 5 号	令和 8 年度陸別町一般会計補正予算（第 2 号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（請川義浩君） 御起立願います。おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和8年陸別町議会6月定例会を開会します。

佐藤農業委員会会長並びに庄野会計管理者より、欠席する旨報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から行政報告の申出があります。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 5月8日、第3回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容ですが、書面のほか、口頭で2件、御報告申し上げます。

1点目は、5月20日から26日まで、ラコーム市姉妹提携40周年記念事業に職員1名と出席してまいりました。ラコーム市では、市議会議場において、ヒブス市長外市議会議員及び市職員の皆様と、今後の交流活動を含めた様々な貴重な意見交換をすることができました。

また、場所を変えて行われた記念式典では、アルバータ州議会議員、カルガリー総領事

の御臨席の下、改めて、４０年の長きにわたる相互交流を振り返り、今後の交流の継続についても確認したところであります。

２点目は、農作物の生育状況です。

令和８年５月３１日現在の十勝農業改良普及センター東北部支所及び北海道糖業株式会社本別事業所調べによる農作物の生育状況について報告します。

本年の気象経過ですが、４月の気温は平年より高い日が多く、日照時間は平年を若干上回っており、また、降水量はおおむね平年の半分ほどになっております。５月は気温、日照時間、降水量ともに平年並みとなっております。

各農作物の状況ですが、牧草の萌芽期は平年より６日早い４月１１日、５月１５日現在の草丈は３５センチと、平年の２４センチに比べ、５日進んでいます。１番牧草の収穫は平年並みか、より早く始まる見込みです。

飼料用トウモロコシの播種作業は平年より５日早く終えております。

てん菜については、作付予定面積が２６ヘクタールで、全面積が直播であります。春先は土壌水分が少なく、早い時期に畑に入れる条件が整っていたため、播種作業は４月２８日に始まり、５月１日に終えております。現在、生育は順調に進んでおりますが、霜が降りたタイミングで、出芽したてん菜の一部に霜害による枯死、生育停滞が発生しております。

以上が農作物の生育状況であります。

なお、お手元にお配りしております事業業務工事等発注一覧表につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から、教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長、登壇願います。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会第２回臨時会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきましては書面のとおりであります、口頭で１件報告いたします。

令和８年５月１日現在の児童・生徒数について報告いたします。

陸別小学校は、８学級で、普通学級が５学級、特別支援学級が３学級であり、児童数は６４人です。内訳は、１学年は１０人で、うち特別支援学級在籍は３人です。２学年は１５人で、うち特別支援学級在籍は２人です。３、４学年は複式学級となり、３学年が６人、４学年が６人の計１２人で、うち特別支援学級在籍は、４学年が１人です。５学年は１３人で、うち特別支援学級在籍は１人です。６学年は１４人で、うち特別支援学級在籍は１人です。

陸別中学校は５学級で、普通学級が３学級、特別支援学級が２学級であり、生徒数は４

3人であります。内訳は、1学年が5人です。2学年は18人です。3学年は20人で、うち特別支援学級在籍は3人です。

以上が、児童・生徒数であります。

今後も、円滑な教育活動が行われるよう進めてまいります。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番中村議員、6番谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

本件については、5月29日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長、登壇願います。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和8年陸別町議会6月定例会の運営について、5月29日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、農業委員会委員の任命10件、条例の全部改正1件、補正予算1会計の合わせて12件であります。

議会関係では、一般質問4名、諮問案1件、意見書案1件、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容などを総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から6月4日までの3日間とし、6月4日を予備日とすることに決定いたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことにいたしました。

よって、議案第34号から議案第43号までの農業委員会委員の任命については、除斥

議案となる第４１号を除き、提案理由の説明を一括して受けることといたしました。

なお、質疑は一括質疑とし、討論を省略、採決は、各議案ごとに行うことにいたしましたので、御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から６月４日までの３日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月４日までの３日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第 3	議案第 34 号農業委員会委員の任命について
◎日程第 4	議案第 35 号農業委員会委員の任命について
◎日程第 5	議案第 36 号農業委員会委員の任命について
◎日程第 6	議案第 37 号農業委員会委員の任命について
◎日程第 7	議案第 38 号農業委員会委員の任命について
◎日程第 8	議案第 39 号農業委員会委員の任命について
◎日程第 9	議案第 40 号農業委員会委員の任命について
◎日程第 10	議案第 42 号農業委員会委員の任命について
◎日程第 11	議案第 43 号農業委員会委員の任命について

○議長（久保広幸君） 日程第３ 議案第３４号から日程第１１ 議案第４３号農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。

なお、議案第４１号については、本案採決後、単独議案となりますので、あらかじめ御承知願います。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第３４号から議案第４０号まで及び議案第４２号から議案第４３号までを一括して御説明申し上げます。

提案理由につきましては、いずれも現委員が令和８年７月１９日をもって任期満了になりますことから任命しようとするものであります。

議案第３４号農業委員会委員の任命についてですが、次の者を陸別町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会委員等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、陸別町字上利別原野東１線２２番地。氏名、佐藤直人。生年月日、昭和３７年１０月９日、６３歳であります。

続きまして、議案第３５号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字上利別原野基線２４番地６。氏名、大西靖浩。生年月日、昭和３６年１１月７日、６４歳であります。

続きまして、議案第３６号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字陸別１６番地。氏名、原田利則。生年月日、昭和３２年１月１４日、６９歳であります。

続きまして、議案第３７号農業委員会議員の任命についてですが、住所、陸別町字陸別東２条１丁目２番地７。氏名、川口助夫。生年月日、昭和３２年１月１５日、６９歳であります。

続きまして、議案第３８号農業委員会員の任命についてですが、住所、陸別町字トマム幹線６３番地２０。氏名、前田和典。生年月日、昭和４２年１月５日、５９歳であります。

続きまして、議案第３９号農業委員会員の任命についてですが、住所、陸別町字陸別原野分線１７番地１８。氏名、石井達也。生年月日、昭和３４年１月２日、６７歳であります。

続きまして、議案第４０号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字陸別基線３１番地２５。氏名、上田直幸。生年月日、昭和４７年１月１９日、５４歳であります。

続きまして、議案第４２号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字陸別原野基線３２番地１０。氏名、佐藤皓司。生年月日、昭和５７年７月３０日、４３歳であります。

続きまして、議案第４３号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字トマム北２線５０番地２。氏名、坂倉智博。生年月日、昭和３６年３月７日、６５歳であります。

以上であります。説明資料につきましては副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第３４号から議案第４０号及び議案第４２号か

ら議案第４３号の農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

説明資料の資料ナンバー１－１及び１－２を御覧ください。

議案第３４号、佐藤直人さん、６３歳、男性。経歴につきましては、平成２３年から現在まで５期１５年、農業委員を務められており、昭和５６年から農業に従事している認定農業者であります。地区推薦で、推薦理由は、「農地の有休を防ぐための方策を期待します」であります。推薦届出代表者は、鈴木勝さんであります。

議案第３５号、大西靖浩さん、６４歳、男性。経歴につきましては、令和５年から現在まで１期３年、農業委員。昭和５３年から農業に従事している認定農業者であります。全域からの推薦で、推薦理由は、「当地域における適任者である」でございます。推薦届出代表者は、平野行広さんであります。

議案第３６号、原田利則さん、６９歳、男性。経歴につきましては、平成２９年から現在まで３期９年、農業委員。令和４年から現在まで民生委員。昭和５３年から農業に従事しております。地区推薦であり、推薦理由は、「農業に関する識見を有しており、農業委員の職務を適正に行うことができる」であります。推薦届出代表者は西岡悦夫さんであります。

議案第３７号、川口助夫さん、６９歳、男性。無職であります。経歴につきましては、令和２年から現在まで２期６年、農業委員。昭和５４年から令和４年まで、十勝農業共済組合に勤められています。一般応募であり、応募理由は、「十勝の畜産振興に４２年間従事した専門的知識を生かし、陸別町の農業の未来に貢献したい」であります。

議案第３８号、前田和典さん、５９歳、男性。経歴につきましては、令和５年から現在まで１期３年、農業委員。昭和６０年から農業に従事している認定農業者です。地区推薦であり、推薦理由は、「当地域における適任者である」であります。推薦届出代表者は、菅野政美さんであります。

議案第３９号、石井達也さん、６７歳、男性。経歴につきましては、平成１７年から平成２９年まで及び令和２年から現在までと６期１８年、農業委員。平成２９年から現在まで陸別町農業協同組合の理事を務められており、農業に従事している認定農業者でございます。陸別町農業協同組合からの団体推薦であり、推薦理由は、「経験と識見に優れ、当町の農政の推進等に寄与いただける人物と判断したため」でございます。

議案第４０号、上田直幸さん、５４歳、男性。経歴につきましては、平成１９年から農業に従事している認定農業者であります。地区推薦でありまして、推薦理由は、「農業に関する識見を有し、当地域における適任者である」でございます。推薦届出代表者は伊藤耕太さんであります。

議案第４２号、佐藤皓司さん、４３歳、男性。経歴につきましては、平成２３年から農業に従事、令和３年に法人設立し、法人役員となります。認定農業者である法人の役員でございます。地区推薦でありまして、推薦理由は、「農業に関する識見を有し、当地域における適任者である」でございます。推薦届出代表者は上杉昌弘さんでございます。

議案第４３号、坂倉智博さん、６５歳、男性。経歴につきましては、昭和５５年から農業に従事している認定農業者です。地区推薦でありまして、推薦理由は、「豊富な農業経験があり、地域の代表として適任である」であります。推薦届出代表者は大村政市さんであります。

以上で、議案第３４号から議案第４０号及び議案第４２号から議案第４３号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君）　これから、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第９９条の規定により、討論を省略し、これから、議案ごとに農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第３４号、佐藤直人氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君）　起立全員です。

したがって、議案第３４号は、同意することに決定しました。

次に、議案第３５号、大西靖浩氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君）　起立全員です。

したがって、議案第３５号は、同意することに決定しました。

次に、議案第３６号、原田利則氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君）　起立全員です。

したがって、議案第３６号は、同意することに決定しました。

次に、議案第３７号、川口助夫氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君）　起立全員です。

したがって、議案第３７号は、同意することに決定しました。

次に、議案第３８号、前田和典氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第38号は、同意することに決定しました。

次に、議案第39号、石井達也氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第39号は、同意することに決定しました。

次に、議案第40号、上田直幸氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第40号は、同意することに決定しました。

次に、議案第42号、佐藤皓司氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第42号は、同意することに決定しました。

次に、議案第43号、坂倉智博氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第43号は、同意することに決定しました。

◎日程第12 議案第41号農業委員会委員の任命について

○議長(久保広幸君) 日程第12 議案第41号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、工藤議員の退場を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○議長(久保広幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第４１号農業委員会委員の任命についてですが、次の者を陸別町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会委員等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、陸別町字陸別原野分線４番地３７。氏名、工藤哲男。生年月日、昭和３２年１０月２３日、６８歳であります。

以上であります。説明資料につきましては副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第４１号の農業委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

議案説明書の資料ナンバー１－２を御覧ください。

議案第４１号、工藤哲男さん、６８歳、男性。無職であります。経歴につきましては、平成２９年から現在まで３期９年、農業委員。令和５年から現在まで陸別町議会議員を務められております。昭和５１年から平成５年まで陸別町農業協同組合、平成５年から令和４年まで株式会社ナスアグリサービスでの勤務経験があります。一般応募であり、応募理由は、「陸別町の農地の現状を踏まえ、農地保全と生産促進のため、就農者確保と担い育成に関わり、農業発展に貢献したい」であります。

以上で、議案第４１号の説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第９９条の規定により、討論を省略し、これから、議案第４１号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第４１号、工藤哲男氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第４１号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前１０時２６分

再開 午前１０時２６分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 1 3 議案第 4 4 号陸別町福祉住宅条例

○議長（久保広幸君） 日程第 1 3 議案第 4 4 号陸別町福祉住宅条例を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第 4 4 号陸別町福祉住宅条例についてですが、陸別町福祉住宅の設置の見直しに伴い、所要の改正を行うとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 清水保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（清水 遊君） それでは、議案第 4 4 号陸別町福祉住宅条例について説明させていただきます。

議案集は 1 1 ページから 1 8 ページでございます。条例の全部改正となります。

まず、本住宅につきましては、平成 2 3 年 4 月より運用を開始し、現在に至っておりますが、昨今の住生活環境を踏まえて、町内における福祉住宅としての位置づけを再定義しようとするものでございます。

改正内容といたしましては、生活に困窮されている低所得の方が本住宅に転居いただける、また、継続して居住いただけるよう、高騰する電気料金の一部支援などを盛り込んでいます。こういった福祉的な機能強化と入居要件の変更が大きな改正点となります。

以降、議案説明書により説明させていただきます。

資料ナンバーの 2 を御覧ください。

1、設置の目的です。条例の第 1 条の規定となります。

低所得者の日常生活の安定と社会福祉の増進を図ることという基本部分に変更はございませんが、現行条例では、住宅に困窮する低所得者を対象とするような表現となっていることから、「住宅困窮」の部分を削除し、条件が合えばこの住宅に住替えが可能となるよう整理しています。

2 番目、入居対象者です。第 4 条の規定となります。

入居者及び同居者がいる場合は、いずれも個人町道民税が過去 5 年間非課税であることを条件といたします。

現行条例の所得要件は、住民税の額が 1 0 万円以下であれば入居が可能ですので、対象要件としては狭まることとなりますが、この後御説明いたします福祉的な機能強化の施策と併せて、真に生活に困窮されている方を入居対象としようとするものでございます。

また、生活保護など公的扶助を受給されている方は、基準の住宅扶助がありますため、対象外といたします。

3 番目、住宅料です。第 1 0 条で家賃を規定します。

1 室月額 1 万円です。これは現行条例で住民税非課税の方の金額と変わりありません。仮に入居後に収入が増え、町道民税が課税となった場合は表のとおりとなります。住民税の均等割のみが課税、または生活保護の受給等が決定した場合の住宅料 1 万 5,000 円のほか、住民税所得割の税額に応じた、計 4 区分の料金設定としています。

4 番、施設使用料です。条例第 15 条の費用負担の条項並びに条例施行規則で規定いたします。

現行条例では、入居者の負担として、電気料の支払いを定めていますが、これを電気料金実費相当額の範囲内で、町長が別に定める額といたします。これによりまして、各居室の電気料金は一旦町が全額を支払い、入居者は、施設使用料として電気料金の一部を町へ納付するということになります。入居者に御負担いただく金額は定額としまして、5 月から 11 月までの 7 か月間は一月 5,000 円、12 月から 4 月までの 5 か月間は一月 1 万円といたします。

ただしこちらは、遺族年金等の非課税年期収入を含めた収入で、住民税非課税相当の方を対象といたします。課税相当の方や生活保護の受給が開始となった場合は電気料金の実費を納付いただきます。

5 番目、福祉住宅としての機能強化。

こちらは規則での定めに委任いたしますが、福祉的な機能強化として、保健センター職員が定期的に居室を訪問し、入居者との面談を実施いたします。

また、入居者には、水道スマートメーターの安否通知システムを利用いただくこととして、見守りの強化を図ります。

それでは、議案集の 15 ページをお開きください。

本文につきましては、ただいま、資料の御説明で代えさせていただきます、附則を読み上げます。

1、施行期日。

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

2、経過措置。

この条例の施行の日前から、改正前の福祉住宅条例（以下、「旧条例」という。）の規定により、引き続き入居している者について、この条例の施行後に更新される使用許可は、この条例の規定を適用する。

3、申込み手続等に関する経過措置。

この条例の施行の日前に旧条例の規定により行った福祉住宅の入居申込み、その他の行為は、この条例の相当規定により行った行為とみなす。

4、罰則に関する経過措置。

この条例の施行の日前に行った行為並びにその行為に対する旧条例の規定により処分及び手続については、なお従前の例による。

5、準備行為。

福祉住宅の入居に係る手続その他、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

また、説明資料の３番に新旧対照表を付しておりますが、こちらは御参照いただきたく存じます。

以上、大変雑白な説明でございますが、以後、御質問によりお答えしてまいりたいと存じます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君）　議案１７ページ、説明資料のナンバー２、陸別町福祉住宅条例の別表、家賃徴収基準に関して、３点ほど質問したいと思います。

まず、からまつハウスの所得割の家賃料金は、個人の町道民税の合計額に対しての月額家賃となっておりますが、町道民税については、課税対象所得の約１０％と認識しております。

そこで、区分４の町道民税から５万１円以上になると家賃の月額が３万円になります。３万円の家賃については、高齢者にとっては非常に高いと思われますけれども、年間年金収入として幾らになるのか伺いたいと思います。

それから、２番目、年間年金収入で２００万円の場合、控除額を差し引いて、課税対象額と町道民税と家賃月額は幾らになるのか伺いたいと思います。

三つ目ですが、入居の月にもよりますが、入居後、本年度の町道民税の額が決定した場合についても、昨年の町道民税の額ということでよろしいのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君）　清水保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（清水　遊君）　まず１点目、お答えいたします。

３万円の家賃区分は、町道民税の所得割額が５万１円以上の方となります。こちらは、世帯構成ですとか個人によって、社会保険料の税控除等の額が変わりますので一概には言えませんが、参考として、６５歳以上の公的年金のみの収入の方、単身で扶養者がいない場合を想定いたしますと、年間でおおよそ２０３万円を超える収入がある方、月にならしますと１７万円以上の収入がある方が３万円の住宅料となります。

質問の３番目、お答えいたします。

入居後に町道民税が確定する場合は、昨年の税額でよろしいかということについてでございますが、入居時の算定の根拠といたしましては、最新の確定した税情報を用います。税額が確定する前、例えば４月ですとか５月の入居の場合は、議員御指摘のとおり、前年の税額から５年間遡りまして、入居の判定をいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君）　本間町民課長。

○町民課長（本間　希君）　私からは、２点目の公的年金収入が２００万円の場合の町道

民税についてお答え申し上げます。

まず、年金収入、先ほど1点目の御質問にもありましたが、65歳の方で単身の方、扶養者等がない場合で例を挙げてみたいと思います。まず、200万円の公的年金収入から年金所得控除額を差し引きまして、残りが課税対象額となりますが、およそ課税対象額が90万円となります。そこから町道民税基礎控除、本人に係る分43万円を差し引いた残り47万円が一応税の計算の対象になるのかなというところで、議員からもお話がありました10%の税率を掛けると約4万7,000円になるのかなと。一応概算ではございますが、税額が出てまいります。

したがいまして、家賃区分でいうと2万5,000円の家賃になるのかなと、概算で算出できる状況になります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） それでは、設置目的の、このたび住宅困窮を除くということでしたけれども、それについてと、スマートメーターの見守りについて、二つお聞きいたします。

今回、住宅困窮を除くということで、例えば非課税世帯であっても、一軒家に住んでいて、高齢になって家を維持するのが大変で、住み替えたいという場合が出てくると思うのですけれども、その場合は、からまつへの入居条件としては、やはり入るのが難しいのか。

スマートメーターの見守りですけれども、これは、留守にするときは保健センターなり何なりに通知して、水を使っていない、使っているというので、何日おきの対応というのか、安否確認をしていくのか、その辺については、どういう決まりにしているのか、お聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 清水保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（清水 遊君） まず1点目、今現在一軒家にお住まいの方で、維持が困難で転居を希望される方につきましても、今申し上げました入居要件等に合致すれば問題なく入居いただける、住み替えいただけるというものになります。

また、スマートメーターについてであります。こちらは、基本的には親類等の方に見守っていただくことになります。親類の方がもしいない場合は保健福祉センターのほうで見守りをしていくということになります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 一つ目の質問については理解いたしましたけれども、見守りサービスについては、先日もいろいろありましたけれども、何かもうちょっと効果的な方法で早期に、使用履歴がないだとかが伝わる方法を考えていくべきだと思うのですけれど

も、その辺については、今後検討していただけるでしょうか。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 42 分

再開 午前 10 時 43 分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（清水 遊君） 確かにスマートメーターで完全に見守りができればいいのですが、今ここでうたわせていただいているのは、入居者皆さんにスマートメーターの見守りを導入いただくということで、実際に見守りいただくのは、親類の方、御家族の方ということになりまして、町の職員で全て把握するということころまでは、今現在では踏み込んでいないという状況でございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 44 号陸別町福祉住宅条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 45 号令和 8 年度陸別町一般会計補正予算 (第 2 号)

○議長（久保広幸君） 日程第 14 議案第 45 号令和 8 年度陸別町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

あらかじめ申し上げます。

令和 8 年度陸別町一般会計補正予算（第 2 号）に、本議会議員に関連する補正予算が含まれておりますが、地方自治法第 117 条に規定の議員の除斥対象案件には該当しないことを申し添えます。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第45号令和8年度陸別町一般会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,220万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億991万円とするものであります。

内容につきましては副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第45号を説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

議案第45号令和8年度陸別町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書で歳出から説明しますので8ページをお開きください。

2の歳出。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費24節積立金、総額1,255万8,000円、こちらは、ふるさと納税、指定寄附金を各基金へ積立てするものでございます。ふるさと整備基金、ふるさと納税2件、指定寄附3件、1,212万4,000円。いきいき産業支援基金、ふるさと納税2件、2万5,000円。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金、ふるさと納税3件、6万7,000円。町有林整備基金、ふるさと納税3件、4万6,000円。地域福祉基金、ふるさと納税2件、2万3,000円。給食センター管理運営基金、ふるさと納税6件、8万1,000円。地球温暖化対策基金、ふるさと納税4件、指定寄附1件、19万2,000円でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、18節負担金補助及び交付金、北海道自治体システム協議会負担金13万6,000円。住民記録システムの振り仮名関係の追加機能に係るシステム改修費であります。同額の国庫補助を頂いております。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費10節需用費、光熱水費71万4,000円、からまつハウスの電気料でございまして、さきに議決いただきました条例改正に伴うものであり、7月からの3件分の費用を計上しております。

6款農林水産業費1項農業費4目畜産業費18節負担金補助及び交付金、家畜防疫事業負担金105万3,000円。令和7年の家畜防疫事業の基金の精算分であり、3分の1の負担となります。

6目営農用水管理費、こちらは、資料ナンバーの4-1及び4-2も御覧いただきたいと思います。上陸別地区の営農用水の農業水路等の長寿命化事業でございまして、通信設

備ほかの機器更新工事でありまして、令和8年から令和10年までの3年間の国庫補助事業であります。このたび補助金の交付決定があったため、補正予算を計上するものであります。今年度は実施設計、薬注設備の更新工事が主なものとなります。

10節需用費、消耗品2万円、12節委託料、実施設計660万円、14節工事請負費、機器更新工事1,104万円、18節負担金補助及び交付金は、事業に伴う土地連の負担金2万8,000円でございます。

続いて、10ページ。7款商工費1項商工費2目商工振興費18節負担金補助及び交付金、地域経済循環創造事業3,000万円。

資料ナンバー5を御覧いただきたいと思います。

本事業は、総務省の「ローカル10000プロジェクト」事業であり、地域資源の活用、地域課題への対応等が採択要件でございまして、地域密着型の新規事業が対象となり、町が申請し、事業実施者に補助金を交付するというものになります。今回は、有限会社浜田旅館が事業実施者であり、エゾシカ解体場の設置、また、熟成肉のブランド化による観光事業を含めた地域経済への波及。駆除による農林業被害の軽減等の効果が期待できるということでございます。

財源として、国庫補助金が4分の3、75%ございまして、残りの4分の1の地方負担額の2分の1が特別交付税措置となります。

続きまして、8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費、総額、マイナス8,343万6,000円の減。当初予算で除雪トラック、10トンダンプを更新予定でありましたが、国土交通省が改定するタイヤの静粛性の新基準が確定しないため、現在も時期未定でございますが、令和8年度の事業を中止し、令和9年度以降に実施するものとし、関連する予算を減額補正するものでございます。

11節役務費、マイナス132万7,000円、17節備品購入費、マイナス8,198万6,000円、26節公課費、マイナス12万3,000円、いずれも車両更新に係る費用でございます。

続きまして、11ページ。4項住宅費2目住宅建設費12節委託料、マイナス968万円、緑町団地建替えに係る基本設計費でございますが、国の交付金事業を利用して実施予定でございましたが、建設費の大幅な高騰等があり、事業の再構築を検討しておりましたが、道との協議が完了したため、今年度の設計業務を中止し、後年度に事業を延期することとし、減額するものでございます。

14節工事請負費、マイナス946万円、新町団地2棟4戸の屋根塗装工事でございますが、こちらも国の交付金事業でございます。資材の不足や高騰等が著しく、工事を計画どおり実施することができないため、今年度の施工を断念し、後年度に延期するものでございます。

10款教育費2項小学校費2目教育振興費18節負担金補助及び交付金、給食費補助事業、マイナス377万5,000円。こちらは、北海道市町村学校給食支援事業費が予算

化されたため、その金額を減額するものでございます。

12ページ。4項社会教育費1目社会教育総務費14節工事請負費、屋外バスケットコート設置、200万円。レバンガ北海道と株式会社そらとの連携協定が目指す地域共創事業で、十勝管内の全市町村に屋外バスケットコートの設置を推進するプロジェクトでございまして、陸別町としてその事業に参画し、関連する予算を計上するものでございます。設置場所は、小学校の駐車場の一角とし、ミニバスサイズのゴールでございまして、子どもたちが放課後や休日に気軽に利用できるものと考えております。

以上で、歳出を終わります。次に、歳入の説明に移ります。

5ページをお開きください。

10款地方交付税1項1目1節地方交付税、普通地方交付税、マイナス1,677万1,000円、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料3節福祉住宅使用料19万5,000円、からまつハウスに係る分であり、条例改正に伴う分で、3戸分の計上となります。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金、社会保障・税番号制度導入整備補助金198万3,000円。住民記録システム、歳出で説明しました振り仮名対応等に係る改修費分が13万6,000円で、そのほかに当初予算で歳出計上済みの戸籍附票システムの改修事業分が184万7,000円でございます。

4目土木費補助金1節道路橋りょう費補助金、建設機械整備費補助金、マイナス4,866万6,000円。除雪用トラックの購入事業分でございます。

2節住宅費補助金、社会資本整備総合交付金、マイナス826万円。基本設計分、屋根塗装分でございます。

6目農林水産業費補助金1節農業費補助金、団体営整備事業補助金946万円。上陸別地区の営農用水施設の機器更新分、更新工事分で、補助率55%となります。

7目商工費補助金1節商工費補助金、地域経済循環創造事業交付金2,250万円、補助率75%となります。

6ページ。15款道支出金2項道補助金6目教育費補助金2節保健体育費補助金、学校給食費支援事業費補助金377万5,000円。給食費相当分で、月額5,200円の11か月分、66人頂いております。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金、総額1,255万7,000円。内訳につきましては、歳出の24節積立金で説明いたしましたので省略させていただきます。

ふるさと整備資金1,212万3,000円、ふるさと銀河線跡地活用等振興資金6万7,000円、町有林整備資金4万6,000円。2節民生費寄附金、地域福祉資金2万3,000円。3節衛生費寄附金、地球温暖化対策資金19万2,000円。4節農林水産業費寄附金、いきいき産業支援資金2万5,000円。5節教育費寄附金、給食センター管理運営資金8万1,000円。

7ページ。20款諸収入4項雑入3目雑入4節学校給食費等、マイナス377万5,0

00円、補助金が計上されたことにより、相当額を減額しております。

21款町債1項町債1目1節総務債、過疎地域持続的発展特別事業280万円。過疎ソフト事業でございまして、通知額の増でございます。

4目農林水産業債1節農業債、上陸別地区営農用水整備事業810万円、機器更新事業であります。

5目土木債1節道路橋りょう債、マイナス2,610万円。除雪トラックの購入延期による減でございます。

以上で、歳入を終わりにして、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正変更であります。

いずれも歳入で説明させていただきました金額が反映されております。変更分全て過疎対策事業です。

1行目、過疎地域持続的発展特別事業、限度額の変更で、補正前5,750万円から6,030万円になります。7行目、補正予算で新たに借入れする事業、上陸別区営農用水機器更新事業であり、限度額は810万円となります。8行目、公用車購入事業（雪寒機械）、補正前2,610万円ですが、補正後はゼロ円となります。

以上で、議案第45号の一般会計の説明を終わります。

以下、御質問によりお答えしてまいりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時14分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第45号令和8年度陸別町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。事項別明細書は、8ページからを参照してください。

2款総務費、8ページから6款農林水産業費、9ページ下段まで。

質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 先ほど副町長から説明を受けましたけれども、確認のために細部について質疑したいと思います。

議案の9ページ、6款1項4目18節負担金補助及び交付金、家畜防疫事業負担金10万3,000円に関して3点ほど伺いたいと思います。

まず1点目は、負担金に関しましては、陸別町家畜伝染病対策互助制度実施要領によるものと思います。役場の産業振興課内に事務局を持っております。それで、生産者、農協、町がそれぞれ3分の1ずつ拠出し、1,200万円を目標基金とする負担金であると

思いますけれども、今回の補正は、１，２００万円を維持するための負担ということでしょうか、伺いたいと思います。

また、２番目には、補正として上がったということについては、昨年度の伝染病の対象経費が確定したということからの負担と考えられますが、そのように考えてよろしいか伺いたいと思います。

三つ目です。伝染病に対する家畜の治療、また処分について、１件で総額３００万円となっておりますが、保証額を引き上げるなどの意見は出ているのか。さらに保証額引上げを検討・改善の余地はあるのか伺いたいと思います。

同じく、議案９ページ、説明資料４－１、同款同項６目営農用水管理費１２節委託料、実施設計６６０万円、１４節、機器更新の工事１，１０４万円、合わせて１，７６４万円に関し、２点ほど伺いたいと思います。

この経費につきましては、先ほど副町長が言いました内容で、９年度からの事業の前倒しと私は聞いておりますけれども、これはなぜ前倒しになったのか、まず一つ目、伺いたいと思います。

この事業によって、説明資料にも書いていますけれども、本年度は実施設計と薬注設備更新、９年度は通信設備更新、１０年度は監視設備と、３年にわたる大きな事業であります。そこで、大きな事業であると判断します。その全体の流れと内容について、年度ごとに再度伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） まず、工藤議員からの前段の家畜防疫事業に係る質問に対してお答えしたいと思います。

まず一つ目、二つ目、今回の負担金の性質と、確定によるものかということにつきましては、議員のお見込みのとおりということで回答させていただきます。

続いて、３番目、個人の農家の上限額３００万円となっておりますが、自衛防疫組合の中で、上限の増額についてたびたび話題になっている状況ですけれども、具体的に協議したという経過はありません。今後につきましても、協議会の中での議論の中で、必要か必要でないかという中で、増額について検討されるのかと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） ただいまの営農用水関係についての２点の御質問にお答えいたします。

まず、何ゆえ前倒しになったのかということなのですが、当初、令和９年度新規要望として計画しておりました。令和８年３月に北海道より、令和８年度に前倒しができないかとの連絡がございました。その具体的な理由といたしましては、通信設備であるＮＴＴ専用回線が２０２９年３月末をもって廃止され、光回線への移行が必要になるためでございます。

ます。

さらに、北海道のほかの営農用水施設でもN T T専用回線を使用している事業体が多数存在していて、令和9年度以降に同様な要望が集中することが予測されておりました。そのため、先に要望のあった陸別町を優先して、国の繰越予算を前倒しして配分することとで、6月補正に至った経緯でございます。

2点目の3年間にわたる事業の全体の流れと内容につきましては、事業は、令和8年度からの3年間で段階的に実施する予定でございます。

議案説明資料ナンバー4－1にもあるとおり、令和8年度においては、薬品注入設備、通信設備、監視設備の実施設計を行います。工事としては、薬品の注入設備、次亜塩素液中ポンプ2台、パック液中ポンプ2台と配管関係、苛性ソーダ注入ポンプ1台の更新を行います。

令和9年度においては、通信設備の更新を進め、テレメーター装置の一組の更新を行う予定でございます。

最後に、令和10年度、監視設備であります計装テレメーター盤1面の更新を行う予定となります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、7款商工費、10ページ上段から10款教育費、12ページまで。

質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） それでは、質問いたします。

まず最初に、10ページの8款土木費1目道路橋りょう総務費17節備品購入費8,198万6,000円の公用車について、3点ほどお伺いいたします。それと、その下の11ページ、土木費の2目住宅建設費の委託料、基本設計の968万円について、1点について質問いたします。

それでは最初に、10ページの17節備品購入費8,198万6,000円について、3点ほどお伺いいたします。

まず最初に、タイヤ関連の事情により、除雪トラック購入について見合わせるということですが、除雪作業に支障がないのかどうか、その辺をお伺いいたします。

それと、二つ目は、このような除雪トラックの耐久年数というのをどのくらい見ているのか。

それと三つ目、更新ということで、更新の目安はどのように判断されているのか、まずお伺いいたします。

次の質問ですが、11ページの12節委託料、戻り968万円についてお伺いいたしま

す。

この件については、緑町公営住宅の基本設計ということで、協議会の中で説明があり、取り下げるという事情説明を受けました。それで、今後の計画についてはどのように進めていくのか、その辺、分かる範囲でよろしいですので、お伺いいたします。

以上、4点お願いします。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） ただいまの議員の御質問、4点についてお答えします。

まず、除雪機械関係でございます。支障を及ぼさないかということでございますが、購入予定車両の納期が、もともと3月末を予定しておりました。そのため、当初から令和8年度の除排雪業務は現行車両で行う計画でありました。ただ、機械物でございます。重大な故障等もあるかと思いますが、その辺につきましては、既定予算もしくは補正予算にて対応していきたいと考えております。

2点目の耐久年数ということですが、国が示しているのは、国土交通省所管補助金等交付規則により、除雪トラックについては、耐久年数という言い方ではございませんが、処分制限期間というのが定められて、4年とされております。

3点目の除雪トラックの更新の目安については、おおむね15年から20年をめどに、車の状態等を確認しながら計画的に進めているところでございます。

4点目の8款土木費の住宅建設費の、緑町団地の基本設計の今後の計画ということにつきましては、団地内の大枠を決める基本設計については、今後は、令和10年度に公営住宅等長寿命化修繕計画の見直しを予定しているところなので、建て替え計画については、状況に応じて改めて検討したいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） このように、各課においては慎重に予算組が行われていると思います。特に最近では、経済を中心に、物流においてもめまぐるしく、悪く、現場担当者にとっては大変な状況に立たされていると思っております。今後についても、私は、予算は予算、予期せぬことが頻繁に出てくると思われますので、このように一度立ち止まって判断されるということは、結構勇気と、苦しい状況に立たされたと思いますが、本当によい判断だと思っております。そういうことで、今後についてもこのような状況になりましたら、早急な対応を取って判断していただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおり、今、中東情勢、円安、物価高等々がありまして、先行きがなかなか不安定な状況にありますので、職員には、立ち止まるときは立ち止まって、そこで判断するようという指示をしておりますので、今回、3月に予算を可決していただいた後に、6月で取り下げるという事態になりましたが、その辺りは御理

解いただきながら、今後も進んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

2 番三輪議員。

○2 番（三輪隼平君） 議案書 10 ページの 7 款 1 項 2 目商工振興費 18 節補助金の地域経済循環創造事業 3,000 万円についてお聞きしたいと思います。

資料ナンバー 5 で、ローカル 10000 プロジェクトの件ですが、こちらの事業内容等を理解いたしまして、エゾシカによる林業被害の拡大であったり、陸別町においてのエゾシカの処理であったり、町内の施設での処理する場所の確保ということで、今後いろいろ将来の農業・林業被害等も含めて理解いたしました。

こういったものの駆除の実施者の担い手不足とも書いてありますし、また、ハンターの育成だったり、移住促進等も一体的に展開するということで記載がありますので、お聞きしたいと思うのですが、現在、町内におけるハンターの担い手の確保という点も含めて、移住促進ということも書いてありますので、町外からもハンターであったり、鹿駆除の担い手を確保できるような、例えば地域おこし協力隊のような形かもしれませんが、町外からもハンターを育成できるようなことを見据えて、こういった本事業の施設の補助等も将来見込まれているのか、お聞きしたいと思います。

もう一つ、熟成肉の販売と、観光事業ということではありますが、熟成肉のほうは理解したのですが、そこで出てくる肉ではない部分、骨であったり内臓であったり、そういった肉以外に出てくるものの処理等も考えられた施設になるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ローカル 10000 プロジェクト、地域循環創造事業交付金に係る質問に対してお答えさせていただきます。

まず、ハンターの関係で、育成等、地域おこし協力隊等を活用して、この事業と連携してやっていくのかという質問かと思います。この事業の立てつけといたしまして、先ほど議員からもありましたけれども、地域課題の解決というお題目というか、大きな目標がございまして。その中で、事業者がこういう活動をしたい、こういう取組をしたいということで、陸別町としても国の補助金を活用して支援するという考えでございまして。

具体的に、この事業と一緒に何かやると、今考えているという状況ではなくて、一緒に地域課題を解決していきましようということですので、この事業をやるから地域おこし協力隊を町として雇うとか、そういうことではないのかなと考えております。

ただし、一緒にやっていく中で、事業者の方がこういう取組に力を入れたいということで、もちろん地域おこし協力隊の企業支援型、委託型の事業も今予算化しておりますので、その辺の活用も考えられるかなと思っております。

続いて、熟成肉以外の活用につきまして、こちらも、あくまでも実施主体というのが企業となっておりますので、企業が事業をやっていく中で、活用できるものは活用して、処分しなければいけないものは適切に処分していただく。その中で、事業を適切に、何度も

言っていますけれども、地域課題の解決という目標を持って一緒に事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） それでは、同じく地域経済循環創造事業についてお聞きいたします。

今、菅原課長の答弁で、一緒にやっていくという気持ちを聞きましたけれども、やはり事業内容によっては、役場との連携とサポートが必要な面も出てくると思います。事業者も3,500万円の借入れをして、かなりの決意を持ってやると思っていますけれども、町のお金も投資するわけですから、その辺の連携を常に取り合って、そして事業完成後も年に一度とか、事業報告などを提出してもらい、検証などをしていくという考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 事業開始後のお話ということですが、国の制度上、毎年経営状況について報告する義務もございますので、その辺は確認し合いながら進めていくことになると思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 先ほどの最初の質問で、町のサポートなどは、観光事業など、ハンター育成、移住促進などの面については、まだこれから議論を進めていく予定なのか、もう一度お伺いします。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） このローカル10000のプロジェクトでございますが、本当に事業者の方がやるということで、町がその趣旨に賛同しまして、町にとって非常にメリットがあるというようなことで、ただし、事業者の方がこのとおり大きなリスクを負っていることでございます。当然その収益等は、もちろん事業者のほうに還元されるものでございますが、町としてできること、できないこと、いろいろございますが、やはり町にもメリットがあるということが、今回補正で上げて、この事業に町が申請したということでございますから、どのような形で関わるかは、また事業者の方と様々な協議をして、本当に町としても末長く安定的に、スタートを切っていただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 今、副町長から答弁いただきましたけれども、これは、成功するに当たって、多分ふるさと納税などの増額にもつながると思いますし、町の宣伝にも大きく影響すると思いますので、今後とも事業者と密にサポートを取りながら、うまくいくように進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、誤解されてほしくないのは、コラボして何かをやりましょうということではなくて、今のスタートの段階で6,500万円の中の3,500万円は事業者が背負うというのは、これは大変な話だと思うのです。ただ、総体的に6,500万円の中の3,000万円、そして750万円が町から、その中に特交が入ってくるので、半分ということであります。議員協議会でも説明させていただきましたが、スタートの段階だけでも、町として最大限の、自分は、頑張る人を応援したいというところで、事業内容の中で、事業者が主体的にやっていくということは、まず理解していただきたいと思います。

その後で、町として何ができるのかというところで、先ほど課長からも説明ありましたが、ハンターの関係等々も、地域おこし協力隊の関係だと思うのですけれども、それは既に、委託型で、新規事業等々で、先々を見込んで、私どもで提案もして、予算化もさせていただいているので、決して、一緒にやっということとか、これはちょっと難しい話なのですけれども、地域課題に対して共通認識を持って進む、お互いにウィン・ウィンになるように行きましょうということになると思います。

ただ、議員おっしゃるとおり、3,500万円背負うというのは非常に、やはりエネルギーも使うことですし、その思いというものはすごく重く感じております。行政として何ができるのかということを探求していくのは当たり前の話なのですけれども、一緒に、共にということではなく、まず事業主体が自立した中で、今まず支援をするという段階なので、年に1回なり何なりではないのですけれども、コミュニケーションをきちっと取りながらやっていくのは当然のことだと思うのですけれども、やはり最初の趣旨がずれてしまうと、町は何やっているのだとか、もっとやるべきではないのかということになると、ちょっと違う話なのかなと思うので、その辺は御理解いただきたいと思います。

繰り返しになりますが、私は、頑張る人を応援したいと思います。その中で行政ができることを精いっぱいやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。

ただし、款ごとの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 先ほど質問いたしました、10ページの8款土木費の17節備品購入費の8,198万6,000円についてですが、予算を立てたが、いろいろな諸事情で実施できなかったという場合ですが、このような事業費の予算というか、その後どのような

扱いで処理していくのか、分からないので、お願いいたします。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） ただいまの御質問にお答えいたします。

建設機械関係で言えば、国の社会資本整備総合交付金事業にて、国に交付申請をしているところではありますが、年に3回ほど事業費を調整する機会がございます。いわゆる事業調整と言っているのですが、除雪機械については、第1回の事業調整にて、歳入の交付金を減額する予定で手続を行います。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は5ページから7ページを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第45号令和8年度陸別町一般会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（久保広幸君）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会　午前 1 1 時 4 1 分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員